

## 「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

令和6年3月  
豊橋農業協同組合

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

お客様から資金調達の要請を受けた場合には、以下の要件①から⑤の充足状況、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえたうえで検討します。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうること
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- ⑤ 経営者から十分な物的担保の提供があること

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客様との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客様から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対して、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、改めて保証契約の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および後継者に対して、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (3) 前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者の実質的な経営権、既存債権の保全状況、資産・収益力による返済能力等を勘案のうえ、保証契約の解除について適切に判断します。

#### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額の全額を請求するものではなく、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

以上